

裁判員の負担軽減化に関する意見書

2012年(平成24年)3月15日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

第1 裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設(法律改正)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(以下「裁判員法」という。)に、別紙記載の法律改正案のとおり、裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定を新設すべきである。

第2 裁判員等の心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設(規則改正)

裁判員の参加する刑事裁判に関する規則(以下「裁判員規則」という。)に、裁判所は、裁判員等の任務が終了した時点において、以下の点を裁判員等に説明する旨を規定すべきである。そして、1及び2の項目については、既の実施している裁判所も存在するが、その徹底を図るために規則化されるべきである。また、3の項目については制度を設け、4及び5の項目については、裁判員等に書面を交付して説明するべきである。

- 1 同じ裁判体の裁判員等同士が希望した場合には、互いに連絡先を交換することができること
- 2 事後的に希望があれば、裁判所が同じ裁判体の裁判員等同士の連絡の斡旋を行うこと
- 3 同じ裁判体の裁判員等が希望した場合には臨床心理士の立会いの下、グループワークを実施すること
- 4 守秘義務の範囲
- 5 裁判所が実施するメンタルヘルスサポート体制の説明及び利用促進を促す説明

意見の理由

第1 意見の趣旨第1(裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設(法律改正))について

- 1 裁判員制度が開始された2009年5月21日から2011年3月末までの間に、11,889人の裁判員と4,241人の補充裁判員が選任された(裁

判員制度の運用等に関する有識者懇談会第12回資料「裁判員裁判の実施状況について」。そして、裁判員経験者に対するアンケート結果では、裁判員として裁判に参加した感想について「非常によい経験と感じた」と回答した者が55.5%、「よい経験と感じた」と回答した者が39.7%に達していることも確認できる（「裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書（平成22年度）2011年3月 最高裁判所」）

市民である裁判員等が参加することで、課題はあるものの、刑事裁判が、口頭主義、直接主義の原則に忠実になってきていることや、裁判員等が同じ市民として、被告人の今後の更生や行刑に深く思いを寄せたと思われる判決が増加するなど、一定の成果があったと考えられる。このような成果は裁判員等が市民の常識を生かそうと誠意を持って集中して審理や評議に参加しているからこそ達成されることである。

一方で、裁判員等には大きな心理的負担を与えており、このことは、シンポジウムや各種交流会での経験者の声、裁判所が作成した資料、報道等から知ることができる。NHKが裁判員等330人に対して実施したアンケート結果（2010年5月21日）によれば、回答者である215人のうち、3分の2にあたる67%の人が「裁判に参加して心理的負担やストレスを感じた」と回答し、このうち15%が「今でも（注：アンケート回答時でも）心理的な負担を感じている」と回答した。当連合会が実施した裁判員経験者のシンポジウムや報道においても、裁判員等の心理的な負担やストレスについて言及があった。

自ら選択し日常業務として裁判を担当している職業裁判官と異なり、裁判員等は日常的に刑事裁判に接しない。それにもかかわらず、選任後速やかに審理が開始され、証拠調べを行った上で、事実の認定、法令の適用、刑の量定を行い、被告人の運命を決める職責を負っているのである。しかも、これまで裁判員等はその職責を誠意をもって務めているのであるから、職業裁判官の場合に比してもはるかに大きな心理的負担を負うのは当然である。裁判員制度を機能させるためには、裁判員等が、評議に集中して職務に専念できるようにすることが必要であり、そのためには裁判員等に対する充実した心理的負担のケアが必要となる。このように、心理的負担のケアは裁判員等の心理面の保護とともに、ひいては弊害無く職務に専念してもらうことにより市民参加の裁判員制度を積極的に機能させるためにも不可欠なことである。

- 2 現在、裁判所では「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」を用意し、電話相談（24時間対応）及びWEB相談（24時間受付）を行っている。そして、「健康相談」、「メンタルヘルス相談」に振り分け看護職及び心理職が対応している。また、本人の希望や症状により、臨床心理士及び診療内科医等による面

接（５回まで無料）や、専門医、専門医療機関の案内及び情報の提供を行っている。

しかしながら、２０１１年６月末時点において、この窓口の利用件数は１０６件であり、裁判員等の選任人数と比較して著しく少ない数字であった。原因としては、裁判員及び裁判員候補者に対する説明が不十分であることが考えられ、改善する必要がある。なお、裁判員経験者が利用しなかった理由について、シンポジウムや各種交流会の参加者の意見及び報道によると、裁判所から受け取る一式の交付書類の中に埋もれて、制度の存在をよく知らなかったという理由が多い。また、知っていたが制度を利用すると心理的な弱者と誤解を受けることに躊躇したという例もある。いずれにしろ、制度が利用されないのは、制度の周知及び安心して利用できることの説明が不十分であることが原因と考えられる。

- 3 上記のとおり、職業裁判官ではない市民を、裁判員等として刑事裁判に参加させる以上、裁判員等に生じる心理的負担を軽減させるために適切な措置を講じることが必要である。そして、それは国の責務として法律上の根拠を明示して行うべきである。

そこで、「裁判員等の保護のための措置」を定めた裁判員法第６章に、別紙のとおり第１０２条の２を新設するべきである。

第２ 意見の趣旨第２（裁判員等の心理的負担軽減に資する事項の説明に関する規定の新設（規則改正））について

現在、裁判所が実施している「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」が充分機能していないのは、裁判員等に対する説明が不十分であるからと考えられる。

そこで、裁判員等の任務終了時に裁判所が説明を行うことで、その問題点は大きく改善されるものと考えられる。

また、裁判員等の心理的負担を軽減させるためには、裁判員等経験者同士が会話をすることも有効である。その点を考慮し、同じ裁判体の裁判員等同士が連絡を取り合うことができるように裁判所は説明を行うべきである。

なお、守秘義務の点であるが、同じ裁判体の裁判員等同士であれば守秘義務の問題は生じない。一方で、裁判員等以外に対する守秘義務の範囲がわかりづらいことで生じる心理的な負担を軽減するため、守秘義務の範囲をわかりやすく裁判員等に説明することが必要である。

以上の運用徹底を図るために、裁判員規則に規定が設けられるべきである。

以上

裁判員等の心理的負担を軽減させるための措置に関する規定の新設
(裁判員法)

	現 行 法	改 正 案
<u>102 条の 2</u> 心理的負 担に対す る保護措 置	(新設)	<u>裁判所は、裁判員及び補充裁判員が審理、 評議及び評決を行うことに伴う心理的負担 を考慮して、裁判員等の任務終了時及び終 了後において心理的負担軽減のため、別に 規則で定める適切な措置を講じなければな らない。</u>

以上